

資料1 図柄ナンバープレート(地方版) 導入要綱の見直しについて

これまでの委員のご意見を踏まえた導入要綱改定案の概要

現時点の令和8年度春の導入要綱改定案の概要は下表のとおり。

導入要綱	改定案
第1章 新たな地域名表示	単独自治体の登録自動車の数を10万台から7万台に、登録自動車及び軽自動車の数の合計を17万台から12万台に緩和する改正
第2章 地域名表示単位の図柄	フルカラーに一本化のほかデザイナーの活用に係る改正
第3章 都道府県単位の図柄	フルカラーに一本化のほかデザイナーの活用に係る改正
第4章 図柄の交付期間と図柄の変更	既存のモノトーン図柄を更新しないこととする改正 第5弾第6弾の交付期間を追記する改正
第5章 普及促進活動	検討中
第6章 寄付金の管理・配分	寄付金の使途に「災害復旧・復興支援」を追加
第7章 スケジュール	スケジュールの前倒し及び柔軟化に対応した改正

これらの他、様式等において「地方版図柄入りナンバープレート」「図柄入りナンバープレート」とあるところは「図柄ナンバープレート（地方版）」「図柄ナンバープレート」に修正。

現行の導入要綱の詳細は次ページ以降に記載。前回までに記載済の箇所は青字、これまで議論を行い今回新たに記載した箇所は緑字、本日説明及び議論する箇所は赤字。

第1章 新たな地域名表示(I 新たな地域名表示の追加)

1 導入の基準

(1) 地域の基準

① 地域名表示の単位 次のいずれかの要件に該当すること。

- (ア) 地域内の登録自動車の数が7万台40万台を超えていること。
- (イ) 地域内の登録自動車及び軽自動車の数の合計が12万台47万台を超えていること。
- (ウ) 複数の市区町村を含む場合、地域内の登録自動車の数が概ね5万台を超えていること。
- (エ) 複数の市区町村を含む場合、地域内の登録自動車と軽自動車の数の合計が概ね8.5万台を超えていること。

② 図柄ナンバープレート(地方版)の導入【変更なし】

新たな地域名表示を単位とする図柄ナンバープレート(地方版)をあわせて導入すること。

③ 利活用方策【変更なし】

ナンバープレートを活用した地域振興・観光振興のための方針を有していること。

④ その他【変更なし】

次に掲げるすべての要件を満たすもの。

- (ア) 対象地域において、地域住民の合意形成が図られていること。
- (イ) 地域住民の合意形成に際しては、本導入要綱に定める図柄ナンバープレート(地方版)の趣旨や、ご当地ナンバーの対象自動車について、十分に説明を行うこと。
- (ウ) 地域住民の合意状況は、地域的その他の属性に大きな偏りがない等の適切な方法により、アンケート、ヒアリング等を実施して確認すること。
- (エ) 対象地域が、当該地域を管轄する都道府県内における他の地域名表示の対応地域と比較し、人口、登録自動車の台数等に関して、極端なアンバランスが生じないもの。

(2) 地域名表示の名称の基準【変更なし】

次に掲げる要件のすべてを満たすものであること。

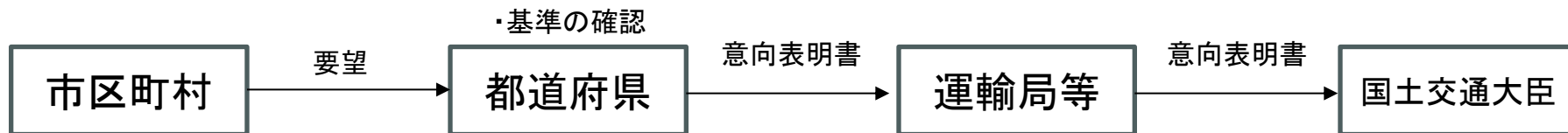
- ① 行政区域や旧国名等の地理的名称であり、当該地域を表すものとしてふさわしい名称であること。
- ② 読みやすく、覚えやすいものであるとともに、既存の地域名表示の名称と類似し混同を起こすものではないこと。
- ③ ナンバープレートに表示された際に十分視認性が確保されるよう、原則として「漢字」とし、文字数は「2文字」まで。
やむを得ない場合であっても「漢字」又は「平仮名」とし、文字数は最大で「4文字」まで。

第1章 新たな地域名表示(| 新たな地域名表示の追加)

2 申込み手続き【変更なし】

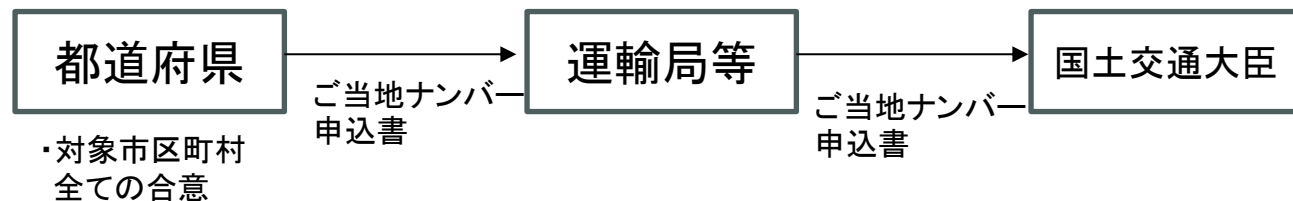
(1) 新たな地域名表示追加の意向の表明

- ①意向のある市区町村は、当該地域を管轄する都道府県に要望を行う。**地域内の合意が形成されており、ご当地名の先行導入を希望する場合はその旨を都道府県に申し出ることとする。**
- ②要望を受けた都道府県は、新たな地域名表示が本導入要綱に定められた基準や手続きに適合しているかを確認し、妥当と判断される場合は、当該都道府県(対象地域が2以上の都道府県にまたがる場合は、当該地域を管轄する都道府県。以下2(1)③を除き2において同じ。)が、「ご当地ナンバー意向表明書」を国土交通大臣に提出する。
- ③「ご当地ナンバー意向表明書」は、別紙様式1を参考に作成し、新たな地域名表示を管轄する地方運輸局等(対象地域が2つ以上の都道府県にまたがり、当該対象地域を管轄する地方運輸局等が2つ以上ある場合には、いずれかの地方運輸局等)を経由して、国土交通大臣に提出する。



(2) 新たな地域名表示追加の申込み

- ①「ご当地ナンバー意向表明書」を提出した都道府県は、対象地域を構成するすべての市区町村の合意を得た上で、「ご当地ナンバー申込書」を国土交通大臣に提出する。
- ②「ご当地ナンバー申込書」は、別紙様式2を参考に作成し、(1)③と同様に国土交通大臣に提出する。



(3) 地域名表示導入地域候補の選定【変更なし】

国土交通大臣は、都道府県からの新たな地域名表示の追加申込みを受付した時は、当該申込みに係る対象地域をご当地ナンバー導入地域候補とする。

3 対象自動車【変更なし】

新ご当地ナンバーは、使用の本拠の位置が新たな地域名表示の対応区域内にあるものとして登録等されたすべての自動車に付与する。

ただし、ある時点で当該対応地域内のすべての自動車について強制的にナンバープレートを変更するのではなく、順次、新規に登録等する自動車、移転登録や変更登録等によりナンバープレートを変更する自動車について、新ご当地ナンバーを交付する。

なお、新ご当地ナンバーの導入の時点で、使用の本拠の位置が当該対応区域内にあるものとしてすでに登録されている自動車については、希望により、新ご当地ナンバーを認める。

第1章 新たな地域名表示(Ⅱ 地域名表示の変更等)

1 変更等の基準【変更なし】

(1) 変更等の対象

地域名表示がご当地ナンバーであって、次に掲げるすべての事項又はいずれかの事項を対象とする。

- ① 地域名表示の名称の変更
- ② 地域名表示の対応地域を構成する市区町村の変更
- ③ 地域名表示の廃止

(2) 地域の基準

- ① 地域名表示の名称の変更及び地域名表示の対応地域を構成する市区町村の変更(以下、「地域名表示の変更」という。)にあつては、変更後の地域名表示の対応地域において、I 1(1)①から④の要件を満たすものであること。
- ② 地域名表示の変更後の当該対応地域において、地域名表示を単位とする図柄ナンバープレートが未導入の場合は、あわせて導入すること。

2 変更申込み手続き【変更なし】

地域名表示の変更の申込みにあつての手続きについては、I 2(1)から(3)までの規定を準用する。なお、「ご当地ナンバー申込書」は、変更前及び変更後の対象地域を構成するすべての市区町村の合意を得た上で、都道府県が国土交通大臣に提出すること。

3 廃止申込み手続き【変更なし】

- (1) 地域名表示の廃止の申込みにあつての手続きについては、I 2(1)から(3)までの規定を準用する。なお、「ご当地ナンバー申込書」は、廃止を申し込む地域名表示の対応地域を構成するすべての市区町村の合意を得た上で、都道府県が国土交通大臣に提出すること。
- (2) 地域名表示を廃止した地域の新たな地域名表示は、自動車の使用の本拠を管轄する運輸監理部、運輸支局又は自動車検査登録事務所を表示する文字とする。

4 対象自動車【変更なし】

地域名表示の変更及び廃止後の地域名表示を付したナンバープレートの対象自動車については、I 3の規定を準用する。

第1章 新たな地域名表示(Ⅲ 審査)

【変更なし】

- ① 国土交通省は、有識者審査会を開催し、新たな地域名表示の追加、変更及び廃止の可否を検討する。
- ② 有識者審査会では、ご当地ナンバー導入地域候補を構成する市区町村から説明を求める場合がある。
- ③ 国土交通省は、有識者審査会の結果を踏まえ、追加する新たな地域名表示を決定する。

1 図柄の基準

地域名表示を単位とする図柄ナンバープレート(地方版)は、以下の各項目を満たすこと。

(1) 交付地域の単位【変更なし】

次に掲げる要件のいずれかを満たすこと。

- ① 地域名表示を単位としたものであること(地域名表示の範囲が都道府県の地理的範囲と一致するものを除く。)
- ② 提案主体となる地方公共団体の広がりによって、地域名表示の単位をまたがって同一の図柄を提案する場合にあっては、当該図柄を導入するすべての地域名表示を単位とすること。

(2) ナンバープレートの種類

図柄ナンバープレート(地方版)は、寄付金あり、~~寄付金なし~~の12種類とする。

(3) 図柄の種類

図柄は地域名表示毎に1種類とする。なお、デザインについて、フルカラーを基本とし、モノトーン基調とすることもできる。~~し、寄付金ありと寄付金なしは色彩で区分し、寄付金ありはフルカラー、寄付金なしはモノトーンとする。~~

(4) 対象とする車種及びナンバープレート【変更なし】

登録自動車又は軽自動車であって、希望番号制度の対象となるもののうち、次に掲げる用途及びナンバープレートを対象とする。

	用途	ナンバープレート
登録自動車	自家用及び事業用	大型番号標及び中型番号標
軽自動車	自家用	中型番号標

(5) 図柄の選定基準

次に掲げる選定基準を満たしていること。

① 次に掲げるすべての要件を満たすものであること。

- (ア) 図柄の選考に当たり、地域住民及び自動車ユーザーの意向が踏まえられていること
- (イ) その地域の特色を表現し、地域振興・観光振興に資するもの
- (ウ) ナンバープレートとしての視認性が十分確保されていること
- (エ) 自動車登録番号の書体や大きさ等を定める道路運送車両法施行規則第1号様式を変更するものでないこと
- (オ) 製造工程上の技術的な制約を回避できるもの
- (カ) 図柄の制作や選考の過程においてデザイナーを活用すること

② 次に掲げるすべての要件に該当しないものであること。【変更なし】

- (ア) 政党その他の政治団体、宗教に関連するもの（ただし、歴史的、文化的又は美術的な価値を有するものその他ナンバープレートの図柄とすることにつき、広く国民の理解を得られるようなものを除く。）
- (イ) 特定の企業の営利活動を目的とするもの（ただし、その地域に関連するものであって、当該地域住民に広く受け入れられているものを除く。）
- (ウ) 個人、団体の名誉を傷つけるおそれがあるもの
- (エ) 国の利益や他国又は国際機関との信頼関係が損なわれるもの
- (オ) 特定の人物をモチーフとするもの（ただし、国民に広く親しまれ、歴史的にもその評価が定まっている人物を表象するものを除く。）
- (カ) 他者の権利（商標登録等）を侵すもの
- (キ) 図柄ナンバープレート（全国版）又はその地域で交付されている都道府県の地理的範囲を単位とした図柄ナンバープレート（地方版）と同一のデザイン（既に交付が終了しているものを除く。）
- (ク) 公序良俗に反するおそれがあるもの
- (ケ) その他ナンバープレートの公的な性格にふさわしくないもの

2 図柄の提案主体 【変更なし】

次に掲げる要件のいずれかを満たす提案主体が行うこと。

(1) 国土交通省が新ご当地ナンバーの導入を決定したご当地ナンバー導入地域候補の場合

ご当地ナンバー導入地域候補を構成するすべての市区町村が合意した上で当該市区町村が共同で（当該対応地域が単独の市区で構成される場合は当該市区が）、又は当該市区町村の合意を得た上で都道府県が提案する。

(2) 提案に係る図柄を導入する地域名表示が既存のものである場合

提案に係る図柄を導入する地域名表示の対応地域を構成するすべての市区町村が合意した上で当該市区町村が共同で（当該対応地域が単独の市区で構成される場合は当該市区が）、又は当該市区町村の同意を得た上で都道府県が提案するものであって、提案を行う市区町村に「地方版図柄意向表明書」を提出した市区町村が含まれていること又は当該都道府県が当該対応地域に係る「地方版図柄意向表明書」を提出していること。

3 申込み手続き【変更なし】

図柄ナンバープレート(地方版)の導入は、当該地域の意向に基づき導入されるもの等の観点から、申込みにあたっての手続きについては、以下のとおりとする。

(1) 図柄の導入意向の表明

- ① 図柄ナンバープレート(地方版)の導入意向のある地方公共団体は、「地方版図柄意向表明書」を国土交通大臣に提出すること。
- ② 「地方版図柄意向表明書」は、別紙様式3を参考に作成し、当該地域名表示を管轄する地方運輸局等(申込みが2つ以上の地域名表示にまたがり、管轄する地方運輸局等が2つ以上ある場合には、いずれかの地方運輸局等)を経由して、国土交通大臣に提出すること。
- ③ 国土交通省が新ご当地ナンバーの導入を決定したご当地ナンバー導入地域候補にあつては、「ご当地ナンバー意向表明書」の提出をもって「地方版図柄意向表明書」の提出に代えるものとする。

(2) 図柄の導入申込み

- ① 申込みに係る図柄を導入する地域名表示の対応地域を構成するすべての市区町村が合意した上で当該市区町村が共同で(当該対応地域が単独の市区で構成される場合は当該市区が)、又は当該市区町村の同意を得た上で都道府県が「地方版図柄申込書」を国土交通大臣に提出すること。
- ② 「地方版図柄申込書」は、別紙様式4を参考に作成し、3(1)②と同様に国土交通大臣に提出すること。
- ③ 国土交通省が新ご当地ナンバーの導入を決定したご当地ナンバー導入地域候補にあつては、「ご当地ナンバー申込書」の提出をもって「地方版図柄申込書」の提出に代えるものとする。

(3) 図柄の導入地域候補の選定【変更なし】

国土交通大臣は、地方公共団体からの導入申込みを受付した時は、導入申込みのあった地域名表示の対応地域を図柄ナンバープレート(地方版)の導入地域候補とする。

（4）図柄の提案に当たっての地域住民及び自動車ユーザーの意向の把握 【変更なし】

提案主体は、以下に掲げる全ての要件を満たした方法により地域住民及び自動車ユーザーの意向を把握した上で、国土交通大臣に図柄の提案を行うものとする。

- ① 図柄の選定は、複数案から地域住民に図柄の導入意向を確認し、最も導入意向が多かったものとする方法又は複数案から地域住民に図柄の導入意向を確認し、その意向を踏まえて有識者等による審査等により選定する方法により行うこと。
- ② 上記の意向確認は、地域的その他の属性に偏りが無い等の適切な方法によるアンケート、ヒアリング等により行うこと。

（5）図柄の提案

- ① 提案主体は図柄等に係る提案書及び電子媒体を提出するものとする。
- ② 図柄の提案に際しては、1種類フルカラー及びモノトーンの図柄の提出を行うこととする。
- ③ フルカラー及びモノトーンの図柄の制作に当たっては、別添「ナンバープレートの図柄デザイン制作に関するガイドライン」（令和3年1月8日制定）の指針に従い制作するものとする。
- ④ 提案書及び電子媒体は、別紙様式5-1及び5-2を参考に作成し、3(1)②と同様に提出するものとする。
- ⑤ 電子媒体は、別添「図柄ナンバープレート データ作成について」に従い作成した図柄を CD-ROM 又は DVD-ROM に記録し、色見本となる印刷物を添付して提出するものとする。

（6）図柄導入済み地域との事前調整 【変更なし】

対象地域において、既に都道府県の地理的範囲を単位とする図柄の交付が行われている場合は、提案の内容について、事前に都道府県と調整が行われているもの。

（7）その他留意事項 【変更なし】

- ① 提案された図柄の色合いについては、視認性を確保するため、国土交通省と提案した地方公共団体と調整の上、修正することがある。
- ② 商標権等に問題が生じた場合には、提案した地方公共団体と調整の上、決定又は交付を取り消すことがある。
- ③ 提案された図柄について、国土交通省が自動車登録番号標及び車両番号標の図柄として無償使用することを許諾（知的財産権が他者に属する場合は無償使用することを担保）するものであること。
- ④ 国土交通省及び（一社）全国自動車標板協議会が、広報・記録を目的とした資料、ウェブサイト等において無償使用することを許諾（知的財産権が他者に属する場合は無償使用することを担保）するものであること。

第2章 地域名表示単位の図柄（Ⅱ 審査）

【変更なし】

- ① 国土交通省は有識者審査会を開催し、図柄の導入の可否を検討する。
- ② 有識者審査会では、提案主体から説明を求める場合がある。
- ③ 国土交通省は、有識者審査会の結果を踏まえ、導入する図柄を決定する。

第3章 都道府県単位の図柄(I 都道府県単位の図柄の導入)

1 図柄の基準

都道府県の地理的範囲を単位とする図柄ナンバープレート(地方版)は、以下の各項目を満たすこと。

(1) 交付地域の単位 【変更なし】

次に掲げる要件のいずれかを満たすこと。

- ① 都道府県の地理的範囲を単位とすること。
- ② 地域名表示の範囲と都道府県の地理的範囲とが一致している都道府県においては、既に地域名表示を単位とした図柄が導入されていないこと。

(2) ナンバープレートの種類

図柄ナンバープレート(地方版)は、寄付金あり、~~寄付金なし~~の12種類とする。

(3) 図柄の種類

図柄は都道府県毎に1種類とする。なお、デザインについて、フルカラーを基本とし、モノトーン基調とすることもできる。し、~~寄付金ありと寄付金なしは色彩で区分し、寄付金ありはフルカラー、寄付金なしはモノトーンとする。~~

(4) 対象とする車種及びナンバープレート 【変更なし】

登録自動車又は軽自動車であって、希望番号制度の対象となるもののうち、次に掲げる用途及びナンバープレートを対象とする。

	用途	ナンバープレート
登録自動車	自家用及び事業用	大型番号標及び中型番号標
軽自動車	自家用	中型番号標

(5) 図柄の選定基準

次に掲げる選定基準を満たしていること。

① 次に掲げるすべての要件を満たすものであること。

- (ア) 図柄の選考に当たり、地域住民及び自動車ユーザーの意向が踏まえられていること
- (イ) その地域の特色を表現し、地域振興・観光振興に資するもの
- (ウ) ナンバープレートとしての視認性が十分確保されていること
- (エ) 自動車登録番号の書体や大きさ等を定める道路運送車両法施行規則第1号様式を変更するものでないこと
- (オ) 製造工程上の技術的な制約を回避できること
- (カ) 図柄の制作や選考の過程においてデザイナーの活用を検討すること

② 次に掲げるすべての要件に該当しないものであること。【変更なし】

- (ア) 政党その他の政治団体、宗教に関連するもの(ただし、歴史的、文化的又は美術的な価値を有するものその他ナンバープレートの図柄とすることにつき、広く国民の理解を得られるようなものを除く。)
- (イ) 特定の企業の営利活動を目的とするもの(ただし、その地域に関連するものであって、当該地域住民に広く受け入れられているものを除く。)
- (ウ) 個人、団体の名誉を傷つけるおそれがあるもの
- (エ) 国の利益や他国又は国際機関との信頼関係が損なわれるもの
- (オ) 特定の人物をモチーフとするもの(ただし、国民に広く親しまれ、歴史的にもその評価が定まっている人物を表象するものを除く。)
- (カ) 他者の権利(商標登録等)を侵すもの
- (キ) 図柄ナンバープレート(全国版)又はその地域で交付されている都道府県の地理的範囲を単位とした図柄ナンバープレート(地方版)と同一のデザイン(既に交付が終了しているものを除く。)
- (ク) 公序良俗に反するおそれがあるもの
- (ケ) その他ナンバープレートの公的な性格にふさわしくないもの

第3章 都道府県単位の図柄(I 都道府県単位の図柄の導入)

2 図柄の提案主体【変更なし】

都道府県に所在する市区町村の過半数以上の同意を得た上で当該都道府県が提案するものであって、当該都道府県が当該図柄に係る「導入等意向表明書」を提出していること。

3 申込み手続き

図柄ナンバープレート(地方版)の導入は、当該地域の意向に基づき導入されるもの等の観点から、申込みにあたっての手続きについては、以下のとおりとする。

(1) 図柄の導入意向の表明

- ① 都道府県単位の図柄ナンバープレート(地方版)の導入意向のある都道府県は、「地方版図柄意向表明書」を国土交通大臣に提出する。
- ② 「地方版図柄意向表明書」は、別紙様式3を参考に作成し、当該都道府県を管轄する地方運輸局等を経由して、国土交通大臣に提出する。

(2) 図柄の導入申込み

- ① 都道府県に所在する市区町村の過半数の同意を得た上で、当該都道府県が「地方版図柄申込書」を国土交通大臣に提出する。
- ② 「地方版図柄導入等申込書」は、別紙様式4を参考に作成し、I 3(1)②と同様に国土交通大臣に提出する。

(3) 図柄の導入地域候補の選定【変更なし】

国土交通大臣は、都道府県からの導入申込みを受付した時は、当該都道府県を図柄ナンバープレート(地方版)導入地域候補とする。

第3章 都道府県単位の図柄(Ⅰ 都道府県単位の図柄の導入)

(4) 図柄の提案に当たっての地域住民及び自動車ユーザーの意向の把握 【変更なし】

都道府県は、以下に掲げる全ての要件を満たした方法により地域住民及び自動車ユーザーの意向を把握した上で、国土交通大臣に図柄の提案を行うものとする。

- ① 図柄の選定は、複数案から地域住民に図柄の導入意向を確認し、最も導入意向が多かったものとする方法又は複数案から地域住民に図柄の導入意向を確認し、その意向を踏まえて有識者等による審査等により選定する方法により行うこと。
- ② 上記の意向確認は、地域的その他の属性に偏りが無い等の適切な方法によるアンケート、ヒアリング等により行うこと。

(5) 図柄の提案

- ① 提案主体は図柄等に係る提案書及び電子媒体を提出すること。
- ② 図柄の提案に際しては、1種類フルカラー及びモノトーンの図柄の提出を行うこと。
- ③ フルカラー及びモノトーンの図柄の制作に当たっては、別添「ナンバープレートの図柄デザイン制作に関するガイドライン」(令和3年1月8日制定)の指針に従い制作すること。
- ④ 提案書及び電子媒体は、別紙様式5-1及び5-2を参考に作成し、3(1)②と同様に提出すること。
- ⑤ 電子媒体は、別添「図柄ナンバープレート データ作成について」に従い作成した図柄を CD-ROM 又は DVD-ROM に記録し、色見本となる印刷物を添付して提出すること。

(6) 図柄導入済み地域との事前調整 【変更なし】

対象地域において、既に地域名表示を単位とする図柄の交付が行われている場合は、提案の内容について、事前に当該地域と調整が行われているもの。

(7) その他留意事項 【変更なし】

- ① 提案された図柄の色合いについては、視認性を確保するため、国土交通省と提案した地方公共団体と調整の上、修正することがある。
- ② 商標権等に問題が生じた場合には、提案した都道府県と調整の上、決定又は交付を取り消すことがある。
- ③ 提案された図柄について、国土交通省が自動車登録番号標及び車両番号標の図柄として無償使用することを許諾(知的財産権が他者に属する場合は無償使用することを担保)するものであること。
- ④ 国土交通省及び(一社)全国自動車標板協議会が、広報・記録を目的とした資料、ウェブサイト等において無償使用することを許諾(知的財産権が他者に属する場合は無償使用することを担保)するものであること。

第3章 都道府県単位の図柄(II 審査)

【変更なし】

- ① 国土交通省は有識者審査会を開催し、図柄の導入の可否を検討する。
- ② 有識者審査会では、提案主体から説明を求める場合がある。
- ③ 国土交通省は、有識者審査会の結果を踏まえ、導入する図柄を決定する。

第4章 図柄の交付期間と図柄の変更（Ⅰ 図柄の交付期間）

1 交付期間

- ① 図柄の交付期間は、**交付開始日から**原則として5年間とする。
- ② 第1章により新たな地域名表示の追加又は地域名表示の変更を行った地域（第6弾）の図柄及び第2章I2(2)及び第3章I2に定める提案主体により導入された図柄（第5弾）の初回の交付期間については、交付開始日から令和15年10月22日第2章I2(2)及び第3章I2に定める提案主体により導入された図柄の交付期間の満了日までの期間とする。
- ③ 第2章I2(2)及び第3章I2に定める提案主体により導入された図柄の交付期間の満了日については、既存の地域名表示（第1～4弾）の交付期間は交付開始日から令和10年10月22日令和9年度の更新後の交付期間満了日とする。

2 図柄の交付期間の更新等

- ① 図柄の交付期間の更新判断時期は、図柄の変更手続きに係る期間等を勘案して国土交通省が定め、通知するものとする。
- ② 図柄の更新判断に当たっては、地域名表示の対応地域又は都道府県の地理的範囲ごとに、更新判断時の直近四半期末時点での登録車及び軽自動車の数の合計のうち、当該地域の図柄ナンバープレート（地方版）を取り付けている数の割合（以下、「普及率」という。）及び更新判断時の直近四半期末時点から過去1年間で当該地域の図柄ナンバープレート（地方版）の交付の申込がなされた件数（以下、「申込件数」という。）のそれぞれに定める基準（以下、「更新基準」という。）のいずれかを更新判断時に満たす場合に、交付期間を自動的に5年間延長するものとする。
- ③ 更新判断時に更新基準をいずれも満たさない図柄は、交付期間の満了日をもって交付を終了する。
- ④ **既存のモノトーン図柄及び**図柄の変更提案を行った地域の変更前の図柄は、図柄の更新判断は行わず、交付期間の満了日をもって交付を終了する。

【更新判断における更新基準】

更新判断の対象	令和9年度の更新		令和14年度の更新	
	普及率	申込件数	普及率	申込件数
平成30年10月に交付を開始した図柄（第1弾）	0.8%	500件	※令和9年度の更新時の状況等を踏まえて令和9年度に設定する	
令和2年5月に交付を開始した図柄（第2弾）	0.6%	500件		
令和5年10月に交付を開始した図柄（第3弾）	0.3%	500件		
令和7年5月に交付を開始した図柄（第4弾）	0.2%	500件		
今般の募集によるご当地ナンバーの導入等を伴わない図柄（第5弾）				
今般の募集によるご当地ナンバーの導入等を伴う図柄（第6弾）				

第4章 図柄の交付期間と図柄の変更（II 図柄の変更）

1 図柄の変更提案【変更なし】

- ① 図柄の導入地域は、I 2による図柄の交付期間の更新判断時において、図柄の変更提案を行えるものとする。
- ② 図柄の変更提案を行った地域の変更前の図柄は、I 2による図柄の更新判断は行わず、交付期間の満了日をもって交付を終了する。

2 図柄の変更手続き【変更なし】

- ① 地域名表示を単位とする図柄の変更提案を行う場合の図柄の基準、申込み手続きについては、第2章 I から II までの規定を準用する。
- ② 都道府県の地理的範囲を単位とする図柄の変更提案を行う場合の図柄の基準、申込み手続きについては、第3章 I から II までの規定を準用する。

【変更なし】

- ① 図柄を変更する場合又は図柄の交付を終了する場合は、当該導入地域は地域住民等に交付終了日等を十分に周知すること。
- ② 図柄を変更する場合又は図柄の交付を終了する場合は、国土交通省は当該導入地域にその理由について説明を求める場合がある。

第5章 普及促進活動

I 普及促進活動の実施

導入地域は、当該地域の図柄ナンバープレート(地方版)を用いた地域振興・観光振興の効果を発揮すべく、地域住民や自動車ユーザー等に対して、図柄ナンバープレートの交付、寄付金の募集等について、普及促進活動を継続的に行うこと。

II 普及促進計画

- ① 図柄の導入地域候補に選定された地域(図柄を変更する場合を含む。)は、様式6-1及び6-2を参考に交付開始日までに、普及促進計画を国土交通省に提出すること。
- ② 図柄の交付期間の更新を行う導入地域は、様式6-1及び6-2を参考に交付期間の更新日までに普及促進計画を国土交通省に提出すること。
- ③ 普及促進計画には、交付期間中に達成する普及目標や普及促進活動の予定等を記載すること。

III 普及促進活動報告

- ① 導入地域は、様式7-1及び7-2を参考に毎年4月末までに前年度の普及促進活動報告を国土交通省に提出すること。
- ② 普及促進活動報告には、普及目標の達成状況や前年度の普及促進活動の実績等を記載すること。

IV 国土交通省による普及促進計画及び普及促進活動報告の取り扱い

- ① 提出された普及促進計画及び普及促進活動報告は国土交通省において、ホームページ上で公表を行う。
- ② 提出された普及促進計画及び普及促進活動報告について、国土交通省は導入地域に説明を求める場合がある。

第6章 寄付金の管理・配分

I 寄付金の管理・配分方法

- ① 寄付金は、交付代行者が指定する公益財団法人が管理・配分すること。
- ② 寄付金は、対象地域の地域交通のサービス改善、観光振興、災害復旧・復興支援等に活用すること。
- ③ 寄付金の使途の選定に当たっては、対象地域毎に協議会を設置し、具体的事業の内容の検討と対象事業者の選定を行うこと。
- ④ 具体的事業については、自動車ユーザー等に裨益する事業であって、単年度又は複数年度で効果が発現するものとする。
- ⑤ 協議会は、図柄の交付開始日までに設置することとし、交付開始に向けて寄付金の活用方針等(具体的事業の方向性や目標とする寄付金の額等)を決定の上、その内容をあらかじめ地域住民等に周知すること。
- ⑥ 協議会には、対象地域の地方公共団体が中心となり、地方運輸局、交通事業者、観光事業者等が参画すること。
- ⑦ 寄付金の管理・配分を行う者は、寄付金の使途の透明性・公平性を確保するとともに、効果的な配分を行うため、定期的に事業の成果をとりまとめ、第三者機関に報告し、意見を聴き、今後の運営に反映させる。また、第三者機関の運営に当たっては、地方公共団体に意見を表明する機会を与える等、地域のニーズをくみ取ること。

II 受領証明書の発行【変更なし】

自動車ユーザーが寄付を行いやすくするため、寄付をナンバープレートの交付申請と同時に行うことを可能とし、寄付金に係る税制上の特例措置が受けられるよう、寄付に対する受領証明書を発行する。

第7章 スケジュール

I 申込み手続き等のスケジュール

申込み手続き等のスケジュールについて以下のとおり定める。なお、国土交通大臣は、関係する団体との調整を行った上で、交付開始時期等を決定する。

1 地域名表示の追加又は変更を伴う図柄の導入及び変更、地域名表示の廃止の場合

(1) 地域名表示の追加、変更及び廃止

- ① ご当地ナンバー意向表明書の提出は、令和4年11月30日までの間に行うこと。
- ② ご当地ナンバー申込書の提出は、令和5年3月15日から令和5年3月31日までの間に行う。

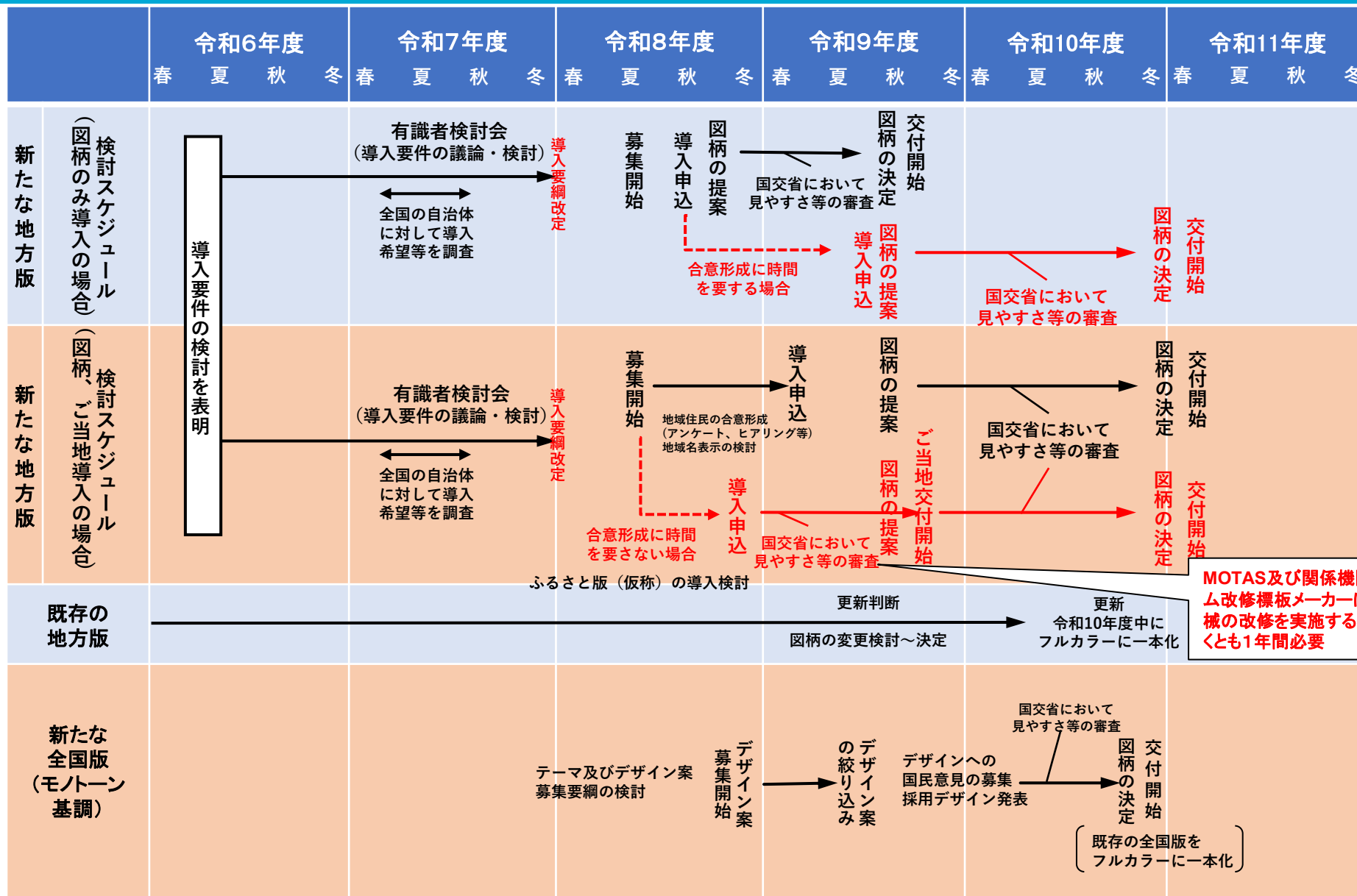
(2) 図柄の導入及び変更(地域名表示の廃止の場合を除く。)

- ① 図柄の提案は、令和5年11月1日から令和5年12月28日までの間に行うこと。
- ② 提案された図柄等は、有識者審査会による審査及び視認性確認を踏まえ令和6年度に決定する。
- ③ 新ナンバープレートの交付は、令和7年5月頃を目途とする。

2 既存の地域名表示又は都道府県の地理的範囲を単位とする図柄の導入及び変更の場合

- ① 地方版図柄意向表明書の提出は、令和4年8月31日までの間に行う。
- ② 地方版図柄申込書の提出は、令和4年9月15日から令和4年9月30日までの間に行う。
- ③ 図柄の提案は、令和4年10月3日から令和4年11月30日までの間に行う。
- ④ 提案された図柄等は、有識者審査会による審査及び視認性確認を踏まえ令和5年7月頃に決定する。
- ⑤ 図柄ナンバープレート(地方版)の交付は、令和5年10月頃を目途とする。

図柄ナンバープレートの導入スケジュール【改定案】



図柄ナンバープレートの導入スケジュール(R7.6.24 中間取りまとめ)

